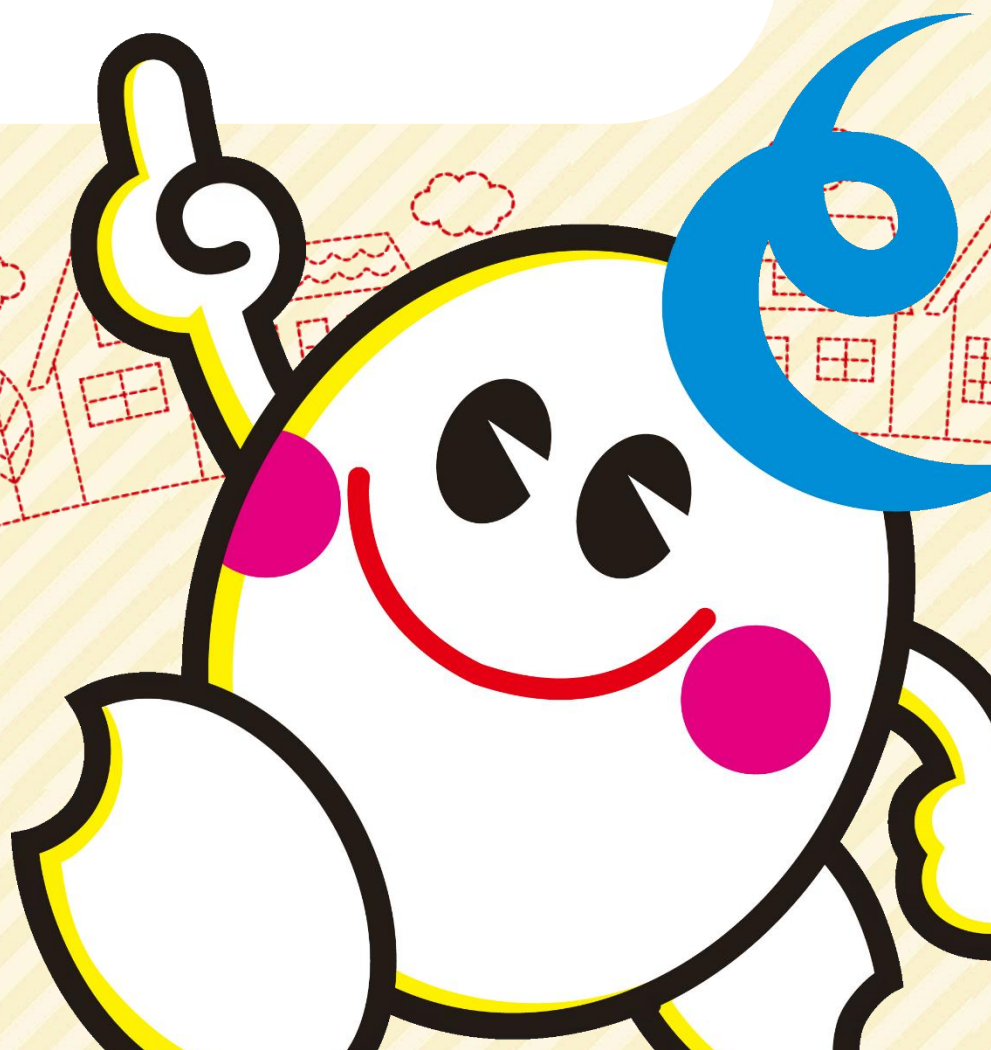


協働の
まちづくり
推進読本



前書き



登米市では、市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくため、協働のまちづくりの実践方法をまとめた「協働推進読本」を平成20年に発行し、これを活用しながら様々な協働事業が行われてきました。

発行から12年が経過する中で「協働4づくり事業」「未来のまちづくり支援事業」の取組により、協働のまちづくりのための基盤づくりや体制づくりが進む一方、少子高齢化の進行や人口の減少等により社会情勢が大きく変動し、地域が抱える課題が複雑化・多様化してきました。

これらの状況に対応しつつ、地域の魅力を更に創出していくためには、「地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める」という自治の考えの下で様々な主体による協働の取組が活発に実施されることが大切であり、まちづくりを持続可能な取組としていくためにも協働の担い手の裾野を広げる必要があります。

そのようなことから、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応して協働のまちづくりをより一層推進していくことを目的に、登米市では「協働推進読本」の改訂版を作成することとしました。

この「協働のまちづくり推進読本」は「協働推進読本」の流れを汲みながら、協働に関心を持ち始めた市民の方々やこれから協働に取り組もうと考えている幅広い主体の皆さんの立場に立ち、協働がどのようなものなのか、協働のまちづくりを実施する際に気をつけるポイントは何なのかなどについて、分かりやすくイメージできるように工夫して作成しました。

この本が、すでに協働の活動をされているの方々には活動時に浮かんだ疑問等を解決するためのヒントとして活用されるとともに、これから活動に取り組もうとしているの方々には協働について学び協働のまちづくりを始めるきっかけとなれば幸いです。

令和2年3月



この読本は…

協働のまちづくりって…
よくわからない…
他人事でしょ？



という気持ちを、

協働のまちづくりを
理解できた！
やってみよう！



に変える一冊です。

[本書の構成]

「第1章 協働のまちづくりを知る」では、協働のまちづくりがどのようなもので、どんな効果をもたらすのか、協働が必要となった背景等、基礎的な知識を紹介します。

「第2章 協働のまちづくりの進め方」では、協働事業を実施する際の基本的な取組のプロセスを紹介します。各時点で実施すべき事や、注意すべき点を確認しましょう。

「第3章 各種サポート情報」では、協働のまちづくりを行う際に活用できる市内の情報・相談窓口や各種支援制度を紹介します。

[本書の使い方]

- 協働のまちづくりという言葉を知った。もっと勉強してみたい。
⇒この読本を使って協働のまちづくりの定義や、進め方について勉強できます。
…第1章、第2章
- 協働のまちづくりに挑戦しようと思う。相談できる場所や支援情報を知りたい。
⇒市民活動の情報・相談窓口や、各種支援制度の情報について確認できます。
…第3章

目次



第1章 協働のまちづくりを知る

- q1 協働のまちづくりって何？ P 4
- q2 今、なぜ協働のまちづくりが必要な？ P 5
- q3 協働でまちづくりを行うメリットはあるの？ P 6
- q4 協働を実施するにはどんな方法を取ればいいのか？ P 7
- q5 協働のまちづくりでは、誰がどのような役割を担うの？ P 9
- q6 どんな事業が協働に適しているの？ P 11
- q7 協働事業を実施する際に守るべきルールはあるの？ P 12
- 解説 登米市の政策における協働の位置づけ P 13

協働のまちづくりの
イメージが掴めた！



第2章 協働のまちづくりの進め方

- さあ、協働のまちづくりを始めよう！ P 14
- 協働のまちづくり 取組のサイクル
- 1：事業内容・目標の設定 P 15
- 2：協働を始める(Plan) P 17
- 3：協働を進める(Do) P 20
- 4：協働を振り返る(Check) P 22
- 5：協働を改善する(Action) P 23
- 解説 協働のまちづくりを成功に導くポイント P 24

私もチャレンジ
してみようかな！



第3章 各種サポート情報

- 情報・相談窓口、活動場所の提供 P 25
- 活動のための各種支援制度 P 26

色んな支援制度が
あるんだね



[巻末] 登米市内21コミュニティ組織の地域づくり事業紹介

第1章 協働のまちづくりを知る

Q1 協働のまちづくりって何？

A1 協働のまちづくりとは、市民[?]及び市がまちづくりに関する共通の目標を持ち、その実現に向けて個々の能力を最大限に活用し、互いに協力してまちづくりを行うことを意味します。（登米市まちづくり基本条例第2条第6号より引用）

「市民」とは

市内に在住・在学・在勤する個人の方に加え、市民活動団体（市民活動を継続的に行う任意の団体及びNPO法人等）やコミュニティ組織等のことも指します。各主体の詳細はP9参照。

登米市に暮らす私たちは、誰もが登米市のことを、愛着と誇りの持てる「住んで良かった」と感じることができるよう魅力あふれるまちにしたいと思っています。

この思いの中には「ありのままの暮らしを継続させたい」という地域を守り続けることにつながる思いと、「地域を元気にしたい」という地域をより活性化させることにつながる思いがあります。これらの思いを実現し、地域の課題解決や魅力向上を図っていくことがまちづくりであり、市民と行政が目標を共有しつつ、力を合わせてまちづくりを進めていくことが協働のまちづくりです。

【図1】：協働のまちづくりのイメージ



●例えば … 空き家対策と聞くと行政や企業が実施するイメージがあるかもしれませんが、市内の一部地域では、住民による空き家の見回り点検作業やコミュニティ組織による住民対象の空き家を生まないためのセミナーなどが実施され、市民と行政が協力して空き家対策を実施しています。これも協働の取組の一つです。



Q2 今、なぜ協働のまちづくりが必要なの？

A2 複雑化・多様化する地域的・社会的な課題に対して行政だけ、または市民（個人）だけでは対応できなくなってきたため、力を合わせて課題解決に取り組むことが必要となりました。

少子高齢化の進行や人口減少などによって地域的・社会的な課題が複雑化・多様化してきたため、行政が提供する一律公平な公共サービス（教育・医療・福祉・消防・警察・公共交通など、社会全体の人々が生活する上で必要なサービス）や、市民（個人）による地域活動だけではすべての市民の思いに対応することが難しくなってきました。

地域ごとに異なる課題に対して個別の解決方法が必要となってきたことから、市民（個人）や行政が別々にまちづくりを実施するのではなく、多様な市民（個人に加え、市民活動団体、コミュニティ組織等、企業等も含む）と行政とが力を合わせて一緒に住み良いまちを作っていく協働のまちづくりがこれまで以上に重要になってきています。

■ [図2]：公共サービスのイメージ

【以前まで】



公共 = 行政

以前は行政が公共サービスの大半を担っていた…

【現在】



公共 ≠ 行政

市民ニーズの多様化によって公共の範囲が複雑化してきたため、市民・行政だけでは対応しきれない状況に。

↓
様々な主体が協力する協働のまちづくりが求められている。

Q3 協働でまちづくりを行うメリットはあるの？

A3 協働でまちづくり事業を実施する一番のメリットは、市民が抱く地域への思いを実現するための手段が増えることが挙げられます。

現在、自助・共助に始まる市民活動が活発化してきたことから、まちづくりの担い手は以前よりも増加してきています。しかし、多種多様な地域的課題に対して1つの主体による取組だけでは手が行き届かずに限界を迎えてしまうことも少なくありません。

そこで、共通する目標を掲げながら自分たちには無い特性を持っている複数の主体がそれぞれの持つスキルや知識、人員、人脈などを企画段階から持ち寄って、協働して事業を実施することによって、各主体の強みが生かされて活動の規模や範囲がどんどん膨らみ、まちづくりの効果が何倍にも大きくなっていきます。これは市民が抱く地域への思いを実現するための手段が増えることに他ならず、協働によってもたらされる大きなメリットだと言えることができるでしょう。

なお、団体に所属していない個人の方は、まずは地域内の市民活動に無理の無い範囲で参加してみましょう。市民活動団体やコミュニティ組織等の活動に対する大きな手助けとなり、思いの実現にぐっと近づくほか、活動に参加したことによって思いがけず新しい楽しみを見つけられるかもしれません。

「こんなまちになってほしい」
から、自分にもできることから
参加してみようかな！



協働のイメージをより明確にするために…



▲年に1度、「地域づくり事業事例発表会」を開催しており、地域づくり事業や協働事業についての情報共有を行っています。

協働のまちづくり 事例紹介 (巻末&市HP)

- 今までに市内で実施された協働のまちづくり事業の一例として、市内21コミュニティ組織の取組の一部を巻末にまとめました。協働のまちづくりのイメージを掴むヒントとして活用ください。
- 地域協働まちづくり事業補助金の活用事業、コミュニティ組織等の取組の最新情報は、市ホームページ上にて紹介していますので、ぜひご覧ください。

Q4 協働を実施するにはどんな方法があるの？

A4 協働には様々な実施形態や関わり方の程度があります。まずは、協働を検討する際には[図3]に当てはめて考えてみましょう。

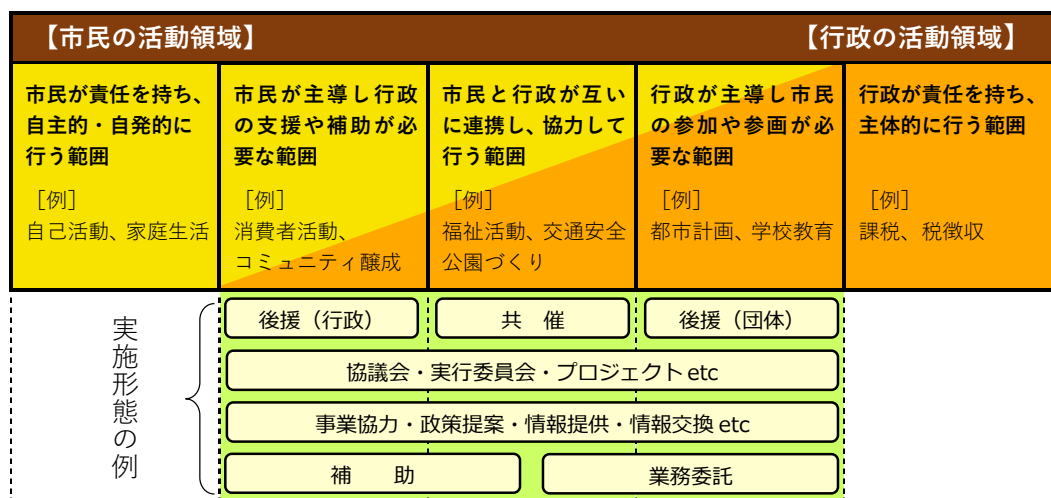
まちづくりの活動の中には、活動の領域として市民が主体的に担うべきもの、行政が主体的に担うべきもの、市民と行政とが協力して担うものなどがあります。

個別の事業について協働を検討するには、まちづくりにおける市民と行政の活動範囲を示した[図3]を活用して、これから実施する活動の領域を見極めてみましょう。協働で事業を実施するかどうかを判断するための手掛かりとなります。（実施時の詳しい手順などはP14「第2章 協働のまちづくりの進め方」を参照）

なお、協働を検討する前段階として、初めに「自助・共助・公助」^①の考えを念頭に置いてから協働を検討し始めることが重要です。市民が抱く地域への思いを実現するには、様々な分野におけるまちづくりを「誰が」「どのように」担うのが最も効果的であるかを改めて考えていくことが大切になります。

ちなみに、協働と言うと事業の実施に行政が関わらなければならないイメージを抱く方がいるかもしれませんが、決してそんなことはありません。市民と行政がまちづくりに対して掲げる共通の目標のために市民同士の協力によって実施されるまちづくり事業も、協働のまちづくり事業の一つです。

【図3】：まちづくりにおける市民と行政の活動範囲のイメージ図



❓ 「自助・共助・公助」とは

「自分でできることは自分で進んで行く（自助）。それが困難な場合には、皆で助け合って取り組む（共助）。それでも解決できないことは、行政が協力・対応する（公助）。」という考え方。協働のまちづくりを進めるためには、「公共サービス＝行政がやること」という固定観念から離れて、何事も自助・共助から始めていくことが重要です。

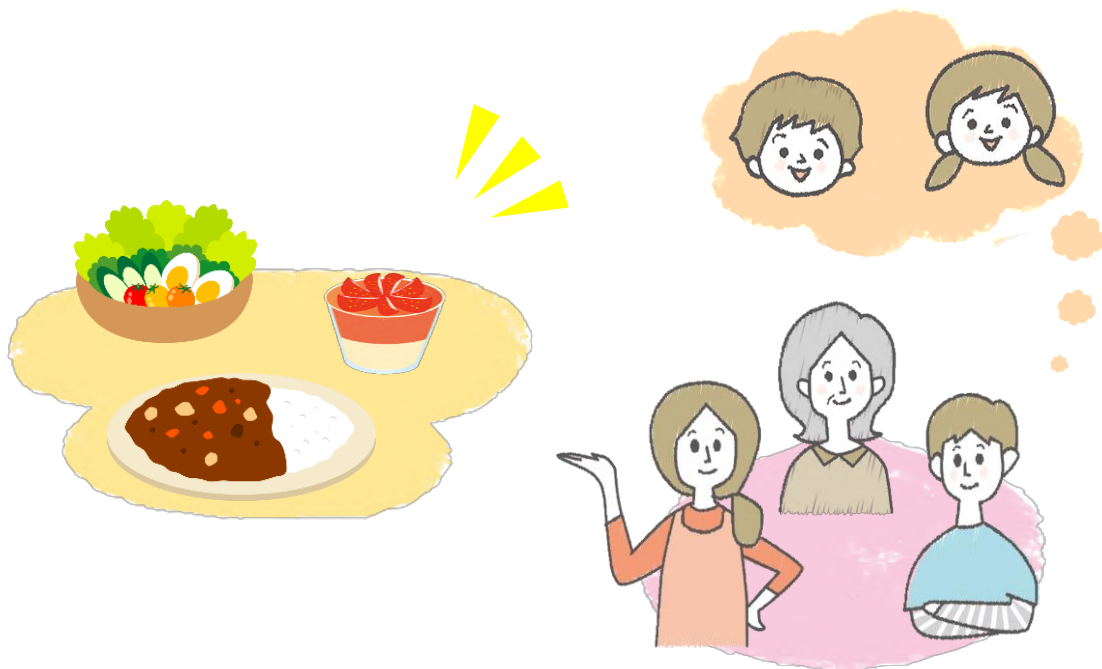
ワンポイント 「連携」と「協働」はどう違うの？

「連携」は既にできあがっているもの同士と一緒に行動することを指し、「協働」は企画段階からつながって同じ目標に向かって行動・共有・継続することを指します。

ランチで例えると、Aさんが作ったカレー、Bさんが作ったサラダ、Cさんが作ったデザートをそれぞれ持ち寄って、セットにして提供するのが「連携」であり、Aさん、Bさん、Cさんの三者が一緒になって、食べる人をイメージしてメニューは何にするか、おいしくするにはどうするか、カロリーは大丈夫か、反省会はいつやるか、などの事柄を計画段階から話し合っってスタートするのが「協働」です。

連携では $1 + 1 + 1 = 3$ の力を発揮することができますが、協働ならば企画段階から複数の主体がスキルや知識、人員、人脈等を持ち寄って実施するため、できることがどんどん膨らんでいき $1 + 1 + 1$ が 10 にも 100 にもなるような効果が見込めます。

協働と聞くと難しそうだけれど、協力し合える団体さえ見つければ、あとは当たり前のことかもしれないね



Q5 協働のまちづくりでは、誰がどのような役割を担うの？

A5 それぞれの主体には以下のような役割が期待されます。

- ・市民（個人） ⇒ 地域活動への積極的な参加・参画
- ・コミュニティ組織等 ⇒ 地域の資源や特徴を生かした地域の課題解決（地縁型）
- ・市民活動団体 ⇒ 自らの使命と責任におけるテーマ型課題解決（志縁型）
- ・企業等 ⇒ 地域社会の一員として、まちづくりへの積極的な参加
- ・学校等 ⇒ それぞれの教育目標を踏まえた、多方面での地域との協働
- ・中間支援組織 ⇒ 各団体の活動支援、“つなぎ役”としての役割
- ・行政 ⇒ 各主体の自主性・自立性を尊重した協働の仕組みづくり

まちづくりに関わる様々な主体にはそれぞれに得意な分野や特性が存在します。多種多様な課題に対して1つの主体だけで取り組むことには限界がありますが、協働することによって互いの得意分野や特性を生かし、不足する部分を補完し合うことができます。

協働のまちづくりを効果的に実施して地域をより良くしていくためにも、それぞれの主体に期待される役割をきちんと把握しましょう。

主体	期待される役割
市民（個人）	<ul style="list-style-type: none">・一人一人が、自分の住む地域の課題に関心を寄せ、各種団体が実施するワークショップや地域活動などに積極的に参加すること・自分が持つ知識や特技・能力を、まちづくりに生かしていくこと
コミュニティ組織等 <small>（地区コミュニティ組織、行政区、自治会、子ども会、青年会、婦人会、老人会等の地縁型団体）</small>	<ul style="list-style-type: none">・地域の一番身近な組織として、福祉、教育、環境、生涯学習、防災、住民同士の交流の機会創出などの、個人では解決が難しい幅広い分野の課題に対して、共助の精神の下、地域内での課題解決・魅力向上に努めること・特に、小学校区単位を基本とする21地区のコミュニティ組織は、各地区で作成した「地域づくり計画」に基づいて、地域に密着した課題解決や地域の特色を生かした地域の魅力づくりに取り組むこと
市民活動団体 <small>（NPO法人・任意団体等の志縁型団体） ※法人格の有無を問わず</small>	<ul style="list-style-type: none">・まちづくり、環境保護、子育て・介護支援などの多種多様な分野において、団体が掲げる特定のテーマに向かって、営利を目的としない自発的・自立的な社会貢献活動を継続して行うこと・団体の社会的使命や活動内容を積極的に社会へ発信し、市民が自己実現できる場や、社会参画のきっかけとなる場を広く提供すること
企業等 <small>（企業や協同組合）</small>	<ul style="list-style-type: none">・地域の一員として社会貢献活動などを通して積極的にまちづくりに参加したり、各種団体に対して知的、人的、資金的な支援を行い、市民の活動を支援していくこと

次のページに続く ➡

<p>企業等 (企業や協同組合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア休暇制度の導入など、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備すること
<p>学校等 (幼稚園や小中高校等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)により、学校と地域住民等が力を合わせて特色ある学校づくりに取り組んでいくこと ・各学校の教育目標やねらい、子どもたちの発達段階を踏まえ、工夫して連携・協働活動を進めていくこと
<p>中間支援組織 (とめ市民活動プラザ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民(個人)、コミュニティ組織等、市民活動団体が行う活動のサポート、各種団体の情報提供、ワークショップ・講座などを開催すること ・協働のまちづくりを推進するため、各団体の“つなぎ役”の役割を担うこと <p>→ 詳細はP25「第3章 各種サポート情報」</p>
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協働を推進するために必要な情報や学習の場、人材を積極的に提供し、協働の担い手を育成していくこと ・市民(個人)やコミュニティ組織等、市民活動団体、企業等が、まちづくり事業に参加しやすい環境の整備や、協働の仕組みづくりに努めること ・協働のまちづくりに対する理解と実践意識を市民に浸透させていくため、あらゆる機会を通じて協働事例のPRや意識啓発に取り組むこと ・協働によるまちづくり事業を積極的に行い、実践していくこと



Q6 どのような事業が協働に適しているの？

A6 市民生活に直接関わりがある事業や、市民の特性を生かすことのできる事業が協働に適しています。

協働に適した事業の分野として下記の例が考えられます。ただし、社会の変化、市民ニーズの変化に合わせて新しい事業の分野が創出されることもあります。いろいろな協働の可能性を探ってみましょう。

協働に適した分野の例

1 きめ細やかな対応が求められる分野

地域内交通の実施、子育て支援、青少年の育成、健康づくり、高齢者見守り・支え合い、空き家対策 など

2 地域の主体的な取組が必要な分野

地域見守り防犯活動、町内一斉清掃、交通安全運動、防災力の向上 など

3 地域全体の合意形成が必要な分野

地域づくり計画の策定・内容検討、町の環境を守るためのルールづくり など

4 専門性が求められる分野

芸術・文化、人権の擁護、外国人への支援、市民活動への中間支援、行政が取り組んだことのない先駆的な事業 など

5 参加する市民の自己実現が図られ、コミュニティの形成に資する分野

憩いの場づくり、生涯学習の支援、地域スポーツの推進 など

自分たちの得意分野を生かして協働することで、新たな分野へのチャレンジも可能になるよ！



Q7 協働事業を実施する際に守るべきルールはあるの？

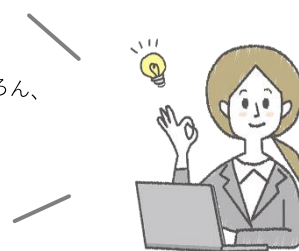
A7 協働を円滑に進めるためにも、協働を行う主体が互いにルールを理解・尊重した上で実施することが大切です。

協働のまちづくりには複数の団体に関わることから、事業を進める際には協働を行う主体が互いに以下の協働の共通ルールを理解し、尊重した上で実施することが大切です。協働を行うことができるかの判断基準にもなるので、必ず確認するようにしましょう。

協働の共通ルール

- 1 目的の共有** ▶ 課題を明確化し、解決のための活動の全体、または一部について目的を共有することが大切です。
- 2 相互理解** ▶ 互いの特性を理解し合い、自由に意見交換ができる信頼関係を築くことが大切です。
- 3 対等** ▶ 対等な立場で合意形成し、互いの特性に見合う役割と責任を果たすことが大切です。
- 4 自主性・自立性の尊重** ▶ 互いの自主性を尊重しつつ、主体としての自立性を持った行動ができる関係を築くことが大切です。相手に依存するのは避けましょう。
- 5 情報の共有・公開** ▶ 各主体が持つ情報を積極的に公開・共有することが大切です。実施した事業内容も広く公開します。

団体相互の情報共有はもちろん、外部への情報公開も積極的にいきましょう！



解説 登米市の政策における協働の位置づけ (条例・計画・指針)

登米市は、協働のまちづくりを進めるための基本事項を定めた条例と、協働を進める上での方針等を示した指針があります。また、まちづくり全体の指針を定める「第二次登米市総合計画」の中では、基本政策の一つとして協働の取組を掲げています。市では、これらの趣旨や考え方を市民と行政が共有しながら協働のまちづくりを進めています。

● 登米市まちづくり基本条例 (平成 24 年～)

私たちは、先人が築いた豊かな実りをもたらす登米耕土、美しい自然環境、培われた歴史及び伝統文化を継承しながら、均衡ある地域の発展と多くの人が定住するまちづくりを目指し、互いに力を合わせていかなければなりません。

また、人口の減少、少子高齢化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変わりつつある中、私たちは、これらの変化と課題に対応して、登米市を住み良い地域として次の世代に引き継がなくてはなりません。

そのためには、「地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める」という自治の考えのもと、市民、市及び議会が協働しながら、それぞれが持つ個性や能力を最大限に生かし続けることが必要です。



● 第二次登米市総合計画 (平成 28 年～)

市民と行政がまちづくりに関する情報を共有して、計画立案段階での市民の参画、行政と市民が一体となった取組など、市民参加の協働によるまちづくりを推進し、市民主体の活動を支援するとともに、… (中略) …、個々の力を地域の総合力に変える地域力の向上を目指します。



● 登米市協働のまちづくり指針【改定版】 (平成 29 年～)

これから10年のまちづくりは、市民、コミュニティ組織、市民活動団体、企業、行政の力を合わせ、多様な主体が参加・参画しやすい環境作りなどの整備を進めながら、「新しい公共」の考えのもと、創意あふれた「登米市」を作り上げていく事が重要です。… (中略) …

市民一人ひとりが地域づくりに対し、意欲や熱意、地域への誇りや愛着を持てるよう、「これまでの10年」の協働の取組を「これからの10年」へつなぎ、「協働による登米市の持続的な発展」を目指しましょう。



※関係部分のみ抜粋しております。

※それぞれの詳細は、市ホームページ等をご覧ください。(https://www.city.tome.miyagi.jp/)

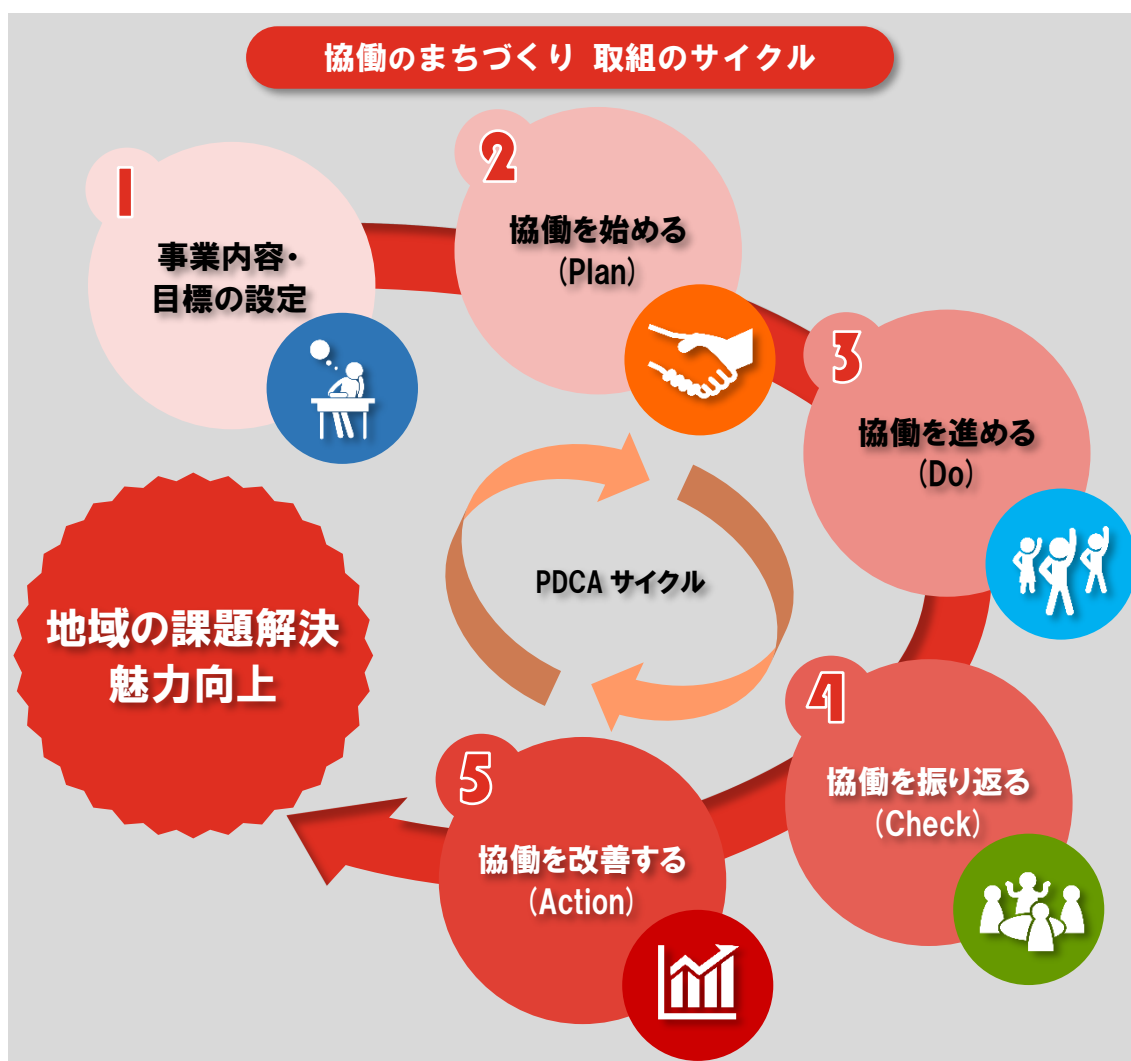
第2章 協働のまちづくりの進め方

さあ、協働のまちづくりを実践しよう！



第1章では、協働のまちづくりに関する基礎的な内容について説明してきました。協働に関わるそれぞれの主体が、地域の方々が日頃地域に対して感じている思いを課題として捉え、それらの課題を解決に導くために協働のまちづくり事業が必要になってきているということがイメージできたでしょうか？

第2章では、実際に協働のまちづくり事業に取り組む際の流れを確認していきます。他の団体との協働によってこれまで以上の成果を得ることも可能になるので、積極的にチャレンジしてみましょう！ 次のページから、以下の「協働のまちづくり 取組のサイクル」を基に、それぞれの段階で実施すべき事や注意すべき点について解説します。



1 : 事業内容・目標の設定



何事においても事前準備は大切です。協働のまちづくりでは複数の団体に関わることから、より一層の事前の準備が欠かせません。事業を実施して確実に目標を達成するためにも、どんな準備が必要か確認していきましょう。

1——現状把握し、課題と目標を明確にする

- 市民が抱く地域への思いを実現するためには、まずは地域の状況を把握することが必要です。地域の状況や背景を調査して現状をより詳細に把握できるように話を聴いてみましょう。
- 聞き取りの手法としては、地区住民を対象としたアンケートや地域に詳しい方々を招いて会議を行うなど色々な方法があります。
また、普段の雑談の中から思いがけず地域への思いを聞くこともあるので、ざっくばらんに思いを聞くための場を設けたり、既にある場に足を運びながら下調べを行いましょう。
- 話を聴く中で、すでに取組を始めている人や団体に出会うことがあるかもしれません。そういった方々から話を伺うことは地域の現状に対する深い理解につながりますし、話した相手が協働する際のパートナーになる可能性もあるので、顔の見える関係づくりを目指しながら話を聴いてみましょう。
- 十分な下調べができたなら、これから取り組む課題と目標を明確にしていきます。周囲の状況を知った上で最終目標を正しく設定することで事業実施中の問題点の見逃しや行き詰まりなどを防ぐことができます。

2——事業を企画する

- 明確になった課題と目標は、文章や図表の形で企画書にまとめます。思いを実現するための手法をいくつか挙げて、どれくらいの予算や人員が必要になるのかについておおよその見積もりを作成して把握します。
手法の検討のために、同様の課題に対する取組を行っている地域・団体の状況を学びに行くことも効果的です。
- この企画書は協働のパートナーを探す際の大事な資料になるので、第三者が読んでも分かりやすいように作成します。専門用語を多用せず、目標は成果を数値化するなど、簡潔に分かりやすくまとめましょう。

3—協働を検討する

- 企画書ができあがったら、次は実施するために協働が必要かを検討します。
まずは市民と行政の活動範囲を分類したP7 [図3]に当てはめて、これから実施する活動の領域を見極め協働が適している事業かどうかを考えます。そして下記のようなチェックリストを用いて協働で事業を実施する理由などを整理します。

■協働のチェックリスト

- 事業において、自分たちにできること・できないこと
- 協働のパートナーになり得る主体の候補
- 想定される協働のパートナーにできること・できないこと
- 協働により実施するメリット・デメリット
- 協働以外の実施方法と、そのメリット・デメリット



ワンポイント 思いの実現の手法を検討するには… ～情報収集の勧め～

課題と目標が定まって、やるべきことは見えてきたが具体的にどんな手法を取ればいいのか分からない…という状況に陥ってしまうこともあるでしょう。

そんな時は、他の地域の状況や事例をインターネットで検索してみたり、自治体等が主催する事例発表会や意見交換会に足を運んでみましょう。地域によって状況は様々ですが、似たような悩みを抱える地域は多いので、参考になる取組を見つけることができるはずです。

ただし、地域によって状況は様々だからこそ、成功事例をそのまま真似しても上手くいかないこともあります。参考にしたい取組を見つけたら実施団体に直接問い合わせてみたり、視察に赴いて細かい実施方法や苦労していること、失敗したと感じている部分等について聞いてみましょう（失礼の無いように！）。そうすることで自分たちの地域で取り組む際の大きな手掛かりを得ることができます。

自分たちの地域でしっかりと実施するためにも、成功事例の裏にある、見落としはいけない要点をしっかりと学びましょう。



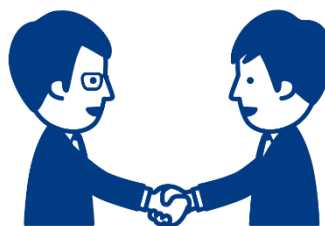
2 : 協働を始める(Plan)



協働する理由などが整理できたら、ここからは一緒に事業を行う協働相手を探し始めます。相手と活動目的を共有できると判断出来たら、企画内容を提案して事業の具体的な内容を一緒に検討してみましょう。認識のズレなどが無いように話し合いを重ねて、お互いが納得できる事業内容で協働の同意を得ます。

1——協働のパートナーを見つける

- 課題に関連する分野のイベント（情報交換会、研究会、交流会など）に足を運んでみましょう。協働に関わる市民(個人)、コミュニティ組織等、市民活動団体、企業等、学校等、行政といったこれまで関わりが無かった方々と出会う可能性を広げます。
併せて、各団体のホームページやパンフレット、機関誌等から情報収集し、気になる団体がいたら直接問い合わせしてみましょう。
- 各団体が実施するイベントやホームページ等の情報は、とめ市民活動プラザのチラシ配架スペースやホームページ上でもチェックすることができます。
とめ市民活動プラザは各団体の“つなぎ役”としてのサポートも行っていますので気軽に相談してみましょう。
…とめ市民活動プラザの詳細は「**第3章 各種サポート情報**」を参照
- 自分たちから積極的に考えや取組内容を発信することも、相手からの働きかけを促す機会となり、協働相手を見つける有効な手段となります。日頃より情報を発信して活動のネットワークを広げるよう努めてみましょう。



2——関係を築き、具体的な事業内容を検討する

- 理想の協働相手を絞り込んだら、協働のきっかけづくりとなる話し合いの場を設けます。話し合いを通して互いのことを理解し合いましょう。その中で活動の全体、または一部について目的の共有ができるかを見極めます。
- 相手との関係性が深まって活動の目的が共有できると判断したら、いよいよ企画書を持ち込んで事業の提案をしてみましょう。
協働で目指す目標や協働するメリット、自分が何をして相手に何をしてもらうのかという役割分担などを丁寧に説明して協働の合意を得ます。
このタイミングで協働の共通ルール(P12)も確認します。
- 事業のイメージを共有するためにも、他の地域の事例や事業を進める際に知っておいた方がよい基礎的知識について一緒に学ぶ場を持ちましょう。
- 相手から事業内容について提案を受けることがあるかもしれません。その際は対等性・自主性の尊重、相互理解に努めて事業内容を検討することで、丁寧な合意形成が図られ、より良い協働事業の実施につながります。

3——役割分担・トラブル対応の方法を確認する

- 協働のまちづくり事業の実施に対する合意が取れたら、検討した具体的内容を事業計画書や体制図（組織図）、予算などの形にしていきます。
- トラブル発生時の対処方法や連絡体制についても忘れずに決めておきましょう。これらの合意内容は必ず書面に記録して関係者全員で共有しましょう。



■こんな状態に陥ったら一旦ストップ！～事業内容や合意形成の見直しを！～

① 主体の関係性が対等ではない

共通の目標の下、対等な立場で互いに責任を持って取り組むことで協働のまちづくりは持続的な取組になります。「やってもらう」「やってあげる」という意識がどちらか一方にあると上手くいかない場合があります。

② 事業内容に提案や改善の余地が無く、柔軟性に欠けている

具体的な検討はもちろん重要ですが、最初に体制や事業内容を固めすぎてしまうと予期せぬトラブルに対処できず頓挫することもあります。向き不向きが見えるまでは暫定的な役割分担で始めることも一つの手です。

③ 体制のみで、適切な仕掛けがなされていない

役割分担などの体制が確立しただけでは事業は回りません。主体間での学び合い、技術の磨き合いの機会を設けましょう。共通目標の確認や関わるメンバーのやる気の向上など多くの効果が見込まれます。

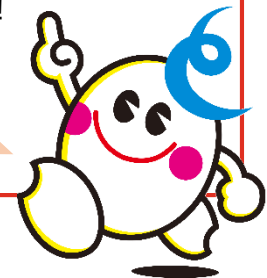
ワンポイント

「ぼく、協働キャラクターとめ丸！」～登米市の協働のシンボル～

登米市では協働のまちづくりの推進の一環として協働キャラクター「とめ丸」^②を活用しています。「とめ丸」は市民の皆さんが協働の事業を行う際の旗やチラシ、ジャンパー、看板等に表示・印刷するなど、協働のまちづくりのシンボルとして協働に結びつくものに利用することができます。(使用料は無料です)

また、「登米市地域協働まちづくり事業補助金」を利用している事業には、市から「とめ丸」の表示をお願いしています。「とめ丸」を利用するには所定の申請が必要になります。詳細はまちづくり推進部市民協働課にお問い合わせください！

市内の様々な場所に「とめ丸」は表示されていますので、協働の目印としてぜひ探してみてください！



② 協働キャラクターとは

登米市協働キャラクター「とめ丸」は、市が重点施策に掲げている協働のまちづくりのキャラクターデザインを選考するため、県の青年育成推進事業「M・Y-Dream (マイドリーム)」の登米地区2期生が企画・公募し、県内外248点の応募作品の中から採用されたものです。

とめ丸は、神奈川県平塚市在住の小澤良明さんのデザインで、北上川の流れ・水の里をイメージした“と”の字のヘアスタイルとひとめぼれのお米の体・足で“登米”を表しています。協働の「みんなで一緒になって1つものをつくる」というモットーを、指を一本上げたポーズで表し、いつも元気いっぱいなキャラクターです。なお、とめ丸は市に譲渡され、市では協働のシンボルとして広く活用されています。

3

：協働を進める(Do)



事業計画が決まったら、いよいよ協働のまちづくり事業を実施していきます。
協働の過程でトラブルが発生したり問題が生じたりした際には当初に立てた目標を互いに確認して最適な方法を探しましょう。

1——情報を発信する

- 事業を実施する際には広報活動を積極的に行いましょう。活動内容を多くの人に知ってもらうことで、協力者や支援者、社会的信頼の獲得が見込まれます。行政や各種団体が発行する広報誌への掲載、ブログ、ホームページ、SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなど）を用いたwebでの宣伝、フリーペーパーの活用、チラシの配布や設置等の手法を用いて活動内容の周知を図ります。

2——進捗を管理する

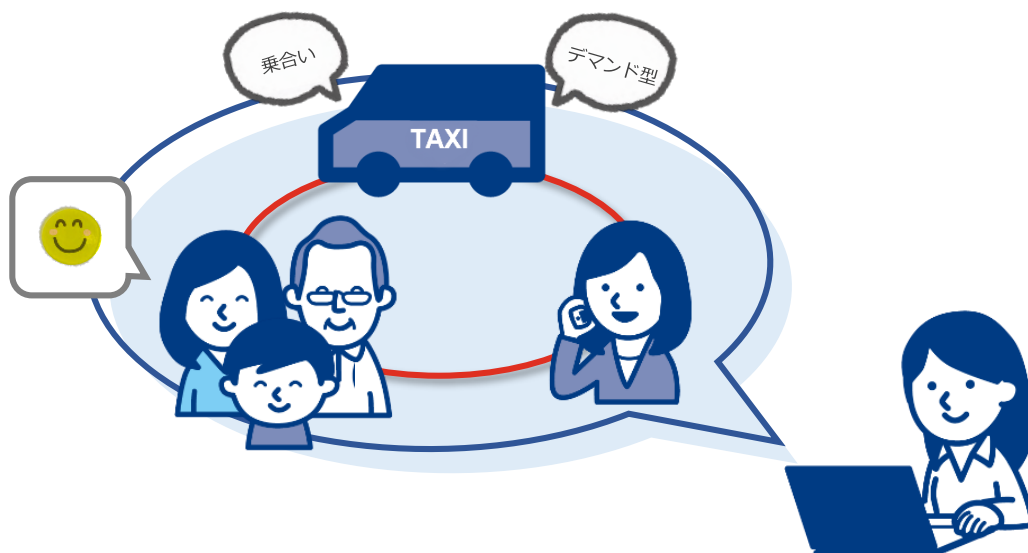
- 事業をスムーズに進めるためには、それぞれの主体が適切に進捗状況を管理することが大切です。目標に対していつまでにどの程度まで実現させるのかをスケジュール表を用いて管理しましょう。
- 中間目標を定める事も効果的です。事業の流れや進み具合が分かりやすくなってトラブルの早期発見にもつながります。

3——情報を共有する

- 協働相手と日頃から積極的にコミュニケーションを図りつつ定期的に打合せを行うようにして、お互いの進捗状況等の情報を共有しながら事業を進めましょう。
- 長期間の事業では時間の経過やスタッフの入れ替わり等によって事業の目標や考え方にずれが生じてしまうことがあります。そのような場合は打合せの中で事業の目標、成果、課題等を再確認して、お互いの認識をすり合わせる必要があります。なお、打合せの内容は必ず記録して関係者全員で共有できる状態にしておくことが大切です。

4——トラブルに対応する

- 事前にしっかりと計画を立てていたとしても、トラブルによって進捗が遅れてしまったり事業が止まってしまうこともあります。そのような場合に備えて、想定されるトラブルをあらかじめ協働相手と一緒にリストアップしたり対処方法や連絡体制を作成しておくなど、トラブル発生時の役割分担や責任の所在を明確にしておくことで安心して協働のまちづくり事業を実施することができます。
事前に多くの場合を想定しておけば、たとえ想定外のトラブルが発生してしまっても、慌てずに対応することができるでしょう。
- 協働事業を上手に進めていくためには、お互いの立場や特性をよく理解し、お互いが持つ資源を補完し合うことが重要です。
また、しっかりと役割分担と責任の所在などを明確にし、どちらかに依存するのではなく対等な立場で協力し合うことが大切です。
そのためにも、積極的にコミュニケーションを図りながらお互いのことをよく知り、信頼関係を築いておくことが重要です。



4 : 協働を振り返る(Check)



実施した協働のまちづくり事業は上手くいきましたか？ ここからは事業の振り返りについて確認します。振り返りで見えてきた課題は、改善することで今後の協働事業に良い影響をもたらしてくれます。協働事業を持続可能な取組にするためにも、共通の項目を用いて団体相互で事業を振り返る機会を設けましょう。

1——振り返りの場を設定し、事業を評価する

- 事業が終了して一区切りついた段階で、事業内容を振り返る場を設けましょう。「目標設定は適当だったか」「目標はどれくらい達成できたか」「協働の役割分担は適切だったか」といった内容をそれぞれの主体が共通の評価項目を用いて確認します。事業実施中に判明した課題や、次に対応が必要になりそうな事柄などについても確認しましょう。

2——評価内容を共有する

- 評価が終わったら、協働を行った主体で集まって評価内容を持ち寄り話し合いを行います。認識のズレや課題などを確認しながら、必要に応じて事業内容や協働の見直し（ルール、役割分担の見直しなど）を行い、計画の再構築や今後の取組の方向性を検討します。
- 評価結果について共通認識が持てた段階で実施結果を世間に向けて公表することも検討しましょう。結果を公表することによって社会的な知名度の向上、信頼の獲得が期待でき、今後の事業展開にも良い影響を与えてくれます。



5 : 協働を改善する(Action)

最後は、振り返りによって見えた課題を次の取組に生かすための改善方法について確認します。取組のサイクルの初めに戻り、評価内容を基に取組内容を見直し、再度事業を実施する…そんなサイクルを回すことで、協働のまちづくり事業はどんどん効果を高めていきます。

1——改善すべき点を次の事業計画に反映させる

- 評価内容を次の取組に反映させ、事業計画を改善していきます。同じ分野の取組を継続して実施するならば「2：協働を始める(Plan)」に戻り、これまでの取組に関連した新しい分野の取組を実施するならば「1：事業内容・目標の検討」に戻って②事業の内容を検討します。

② マネジメントサイクル (PDCAサイクル)

計画 (Plan) → 実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) の流れで事業を行い、また計画 (Plan) から始まるサイクルを描くことで、継続的に見直しを行いながら事業を実施していくことを、マネジメントサイクル (PDCAサイクル) と言います。

2——事業を再び実施する。

- 事業計画が改善できたら、協働の手順を再確認しながら協働まちづくり事業を実施していきます。一度協働を行ったことがある相手でも、目的が共有できるか、事業内容の合意が取れているか、事業の実施体制や連絡体制などをしっかり確認しながら取り組みましょう。
- このように、前の協働事業の経験を生かして創意工夫を続けることで、次の事業ではより大きな成果を得ることができるよう。コツコツと成果を積み重ねていけば、最初は難しいと思われた大きな目標でも、協働の力で達成できるかもしれません。





解説 協働のまちづくりを成功に導くポイント

・みんなが納得する決め方をする —意見集約・意思決定の場づくり—

「メンバーの誰かが知らないうちに決まった」とならないように、事業に関わるメンバー全員が納得できるような意見集約・意思決定の場を設けましょう。疑問がある箇所は、丁寧に時間をかけて意見をすり合わせます。正式な会議や打合せ以外でも顔の見える関係作りを目指し、普段の小さなコミュニケーションの中から出てきた意見も大事にしましょう。



・地域の方々の主体性を尊重する —まちづくりは自助・共助から—



自治の考えの原点は「地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める」という点にあります。事業計画の段階では可能な限り地域の方々の思いを正確に汲み取るように努めて、実施の際には地域の方々にも関わってもらえるような仕組みにします。(簡単なお手伝いからでもOK) その地域ならではの、地域による地域のためのまちづくり事業を目指しましょう。

・継続的な仕組みにする —1回、2回で終わらせない—

熱意ある個人や、民間・行政等の活動助成金は、まちづくり事業を行う上で大変頼もしい存在ですが、頼りすぎてしまうと、熱意ありき、助成金ありきの事業となってしまう、継続性が確保できません。熱意が薄い人にも進んで協力してもらえような仕組みづくりや、有料の活動の導入、複数の助成金の利用を検討してみましょう。



・活動の意義や実態を発信し、地域の中で共有する —地域への情報発信が重要—



実施した取組内容や、協力者の名称・名前、役割分担などは、特に地域の方々に対して情報発信することが重要です。情報発信によって活動への理解者や仲間が増えたり、団体の知名度や地域からの信頼感の向上が見込めます。自分たちの活動に対する地域の方々からの反応は次の取組への大きなモチベーションになりますし、仲間が増えることで取組の効率が上がり、より大きな取組を実施することが可能になっていきます。

第3章 各種サポート情報

● 情報・相談窓口、活動場所の提供

とめ市民活動プラザ [中間支援組織]



コミュニティ組織等や、NPO法人を含む市民活動団体など、様々な分野の活動を行う皆さんを総合的に支援する拠点として、市とNPO法人の協働で運営する施設です。

活動の相談窓口としてサポートを行うほか、情報収集の窓口、各種団体の“つなぎ役”として活用いただけます。お気軽にご相談ください。

[サービス内容や事業など]

相談の受付

コミュニティ組織等や、市民活動団体の活動サポート

情報提供

地域活動、市民活動における情報提供（各種助成金など）及び育成などのサポート

交流・ネットワーク構築の機会提供

各種団体の紹介、各種イベントや講座の開催

活動場所の提供

ミーティングルーム、コピー、印刷機、交流スペース
※ミーティングルームの利用に当たっては事前に予約が必要です。

登米市内で活動するコミュニティ組織等や、市民活動団体の一覧、活動内容などを知ることができます！



問い合わせ先

開館時間 10:00～18:00
休館日 毎週月曜日・年末年始（12/29～1/3）
所在地 〒987-0511
登米市迫町佐沼字大綱 390-15
アルテラスおおあみ C 棟
TEL 0220-44-4167 | FAX 0220-44-4877
URL <http://www.tome-shiminplaza.jp/>
E-Mail npo@tome-shiminplaza.jp

各地区のコミュニティ組織

地域に密着したまちづくりの拠点として、身近な地域の活動を支えます。

佐沼地区コミュニティ推進協議会 迫町佐沼字中江 2-6-1 迫公民館	☎0220-22-7324	森地区コミュニティ推進協議会 迫町森字西表 195 森公民館	☎0220-22-8387
北方地区コミュニティ推進協議会 迫町北方字富永 109-2 北方公民館	☎0220-22-2149	新田地区コミュニティ推進協議会 迫町新田字小友 65 新田公民館	☎0220-28-2037
とよまコミュニティ運営協議会 登米町寺池目子待井 391 登米公民館	☎0220-52-2316	米川地域振興会 東和町米川字四十田 25-1 米川公民館	☎0220-53-4155
米谷地域づくり推進協議会 東和町米谷字杣荷 75 米谷公民館	☎0220-53-2006	錦織地域振興会 東和町錦織字雷神山 15-3 錦織公民館	☎0220-53-3003
石森コミュニティ運営協議会 中田町石森字茶畑 7 石森ふれあいセンター	☎0220-34-2341	宝江コミュニティ運営協議会 中田町宝江黒沼字浦 38-3 宝江ふれあいセンター	☎0220-34-2143
上沼コミュニティ運営協議会 中田町上沼字弥勒寺大下 90-1 上沼ふれあいセンター	☎0220-34-2002	浅水コミュニティ運営協議会 中田町浅水字荒神堂 150-2 浅水ふれあいセンター	☎0220-34-2008
豊里コミュニティ運営協議会 豊里町小口前 80 豊里公民館	☎0225-76-2237	西野コミュニティ運営協議会 米山町西野字的場 181 米山公民館	☎0220-55-2426
吉田コミュニティ運営協議会 米山町字桜岡江浪 41 吉田公民館	☎0220-55-2124	中津山コミュニティ運営協議会 米山町中津山字清水 11-54 中津山公民館	☎0220-55-2533
石越コミュニティ運営協議会 石越町南郷字矢作 122-2 石越公民館	☎0228-34-2036	中央地区コミュニティ運営協議会 南方町八の森 40-1 南方公民館	☎0220-58-2167
東郷地区コミュニティ運営協議会 南方町本郷大獄 37 東郷公民館	☎0220-58-4579	西郷地区コミュニティ運営協議会 南方町堤田 38 西郷公民館	☎0220-58-4556
津山地域振興会 津山町横山字本町 24 津山公民館	☎0225-69-2234		

● 活動のための各種支援制度

市の各種支援制度

地域協働まちづくり事業補助金

市民と市による協働のまちづくりを推進するために、市内に活動拠点を有する市民活動団体が地域の活性化に向けた自主的な活動を行う経費に対して、その一部を補助金として交付する制度です。

URL https://www.city.tome.miyagi.jp/shiminkyodo/shisejoho/machizukuri/sinotorikumi-top/kyoudounomachizukuri/shiminkyoudou/kyoudounomachizukuri_machizukurijigyuu.html

登米市がんばる地域づくり応援交付金

市民が主体となって、地域の特色を生かした魅力ある地域を形成し発展させていくことを目的として、各地区コミュニティ組織に対して、活動資金として一括交付金を交付する制度です。

登米市市民活動総合補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるように、市が保険会社と契約している補償制度です。市民活動に従事する方が、公益的な活動中にけがをしてしまった場合や、誤って第三者を負傷させた場合などの不慮の事故の際に補償いたします。（補償対象については、利用の前にご相談願います。）

URL <https://www.city.tome.miyagi.jp/shiminkyodo/shisejoho/machizukuri/sinotorikumi-top/kyoudounomachizukuri/shiminkyoudou/shiminkatsudo-sogohoshoseido.html>

集会施設整備事業補助金

集会施設は、地域住民のコミュニティ活動や自主防災組織の活動拠点及び災害時の地域避難所として地域活動の中心となる公益性が高い施設であることから、集会施設の建設・修繕などに対して補助金を交付する制度です。

URL <https://www.city.tome.miyagi.jp/shiminkyodo/shisejoho/machizukuri/sinotorikumi-top/kyoudounomachizukuri/syuukaisisetuseibihojyokin.html>

ボランティア関連のお役立ち情報 登米市社会福祉協議会 ホームページ

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉法に基づき全国の市町村に設置され、営利を目的としない地域福祉の推進を目的とする民間の福祉団体です。社協が所管するボランティア関連の保険・助成金の情報について、ホームページ上で掲載しています。

URL <http://www.tome-shakyo.jp/publics/index/331/>

✓CHECK✓



民間の各種助成金情報一覧 とめ市民活動プラザ ホームページ

地域活動や市民活動を行っている方、団体などに対する様々な支援に関する情報について、とめ市民活動プラザが情報を収集し、ホームページ上で掲載しています。

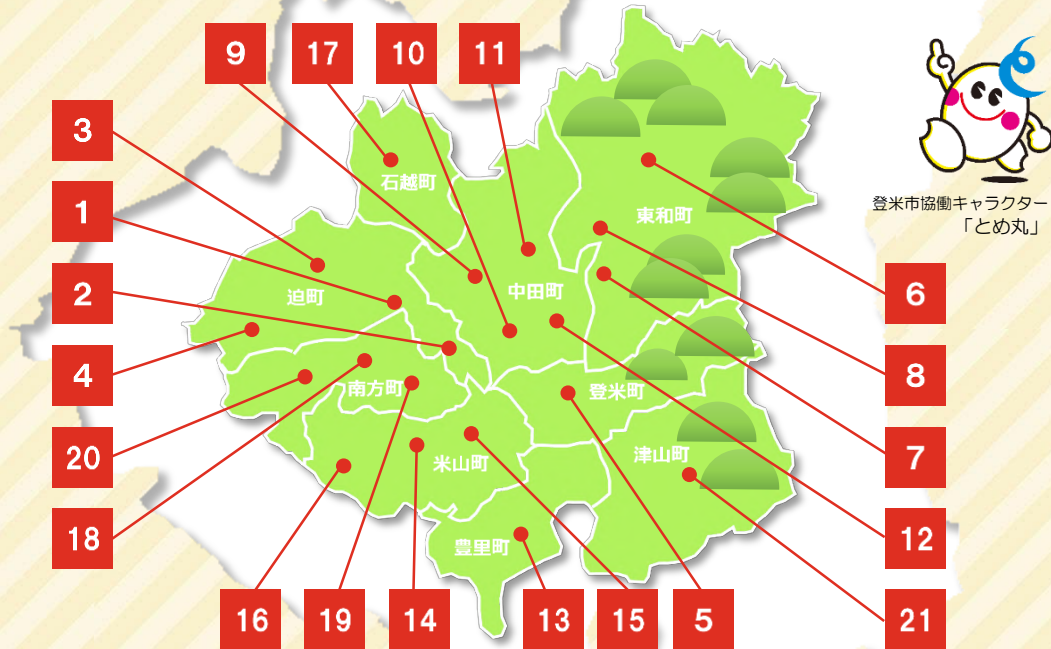
URL <http://www.tome-shiminplaza.jp/subsidy-info/>

✓CHECK✓




地域への思いに応える、登米市の協働のまちづくり

登米市には、小学校区単位を基本とした21のコミュニティ組織があり、登米市の協働の主たるパートナーとして、各地区の「地域づくり計画」に沿った独自の取組を行っています。



1 佐沼地区コミュニティ推進協議会

地域ぐるみで行う子どもたちの事故防止、挨拶運動として、子どもたちの生活ゾーン周辺を町内会単位で見守る「佐沼子ども見守り隊」を実施しています。



佐沼子ども見守り隊

2 森地区コミュニティ推進協議会


公民館体育館を会場に盆踊り大会を実施しています。ステージ上では風輝龍太鼓の演技等も行われ、地域の方々や帰省中の方が多く来場します。



地区盆踊り大会事業

3 北方地区コミュニティ推進協議会


各行政区長や組織の代表を対象に、自主防災について学ぶ研修会を実施しています。令和元年度は社会福祉協議会と共催で、災害の講習を実施しました。



自主防災研修会

4 新田地区コミュニティ推進協議会


登米市の郷土芸能に直接触れて実際に体験する機会として、郷土芸能伝承体験会を実施しています。地元の方々も多く参加し、好評です。



伝統芸能伝承体験会

5 とよまコミュニティ運営協議会


とよま北上川早春の風物詩「とよま風あげ大会」は、市外の愛好者も多く訪れ、大きな風やユニークな手作り風が天高く舞い踊る人気のイベントです。



とよま風あげ大会

6 米川地域振興会


地域の活性化を目指し、「米川の水かぶり本祭」の中で「移動マルシェプロジェクト」を実施しています。地元から出店者を募り、手作り品や農産物を販売し、多くの方で賑わいます。



移動マルシェプロジェクト

7 米谷地域づくり推進協議会


米谷地域づくり推進協議会のPRキャラクター「まいやん」の台所用スポンジや缶バッジマグネット等のグッズを作成、販売しています。



PRキャラクター「まいやん」

8 錦織地域振興会


小学校の全校徒歩遠足と地域住民との交流会を兼ねて、学校との共催で「錦織わいわい探訪」を実施しています。往復約7kmを小学生と地域住民が歩き、昼食に豚汁が振舞われます。



錦織わいわい探訪

9 石森コミュニティ運営協議会


石森の地域住民の交流を目的に、お寺・神社を回って先着でゴールした方に「ごえん」を授ける「えんむすび初詣」を実施しています。



えんむすび初詣

10 宝江コミュニティ運営協議会


中秋に県内外から出店者を募ってのフリーマーケットを開催しています。ブースは飲食物・手作り品・木工芸品等に加え、地元の高校生の参加もあります。



TAKARAEふれあいフリーマーケット

11 上沼コミュニティ運営協議会

隔年開催の地区全体防災訓練や上沼たすね歩きマップを巡るバスツアー、地域資源を活用したパークゴルフ大会など、元気な地域を目指し活動しています。



上沼たすね歩きバスツアー

12 浅水コミュニティ運営協議会


高齢者支援の取組の一つとして福祉車両を導入し、車両の無料貸出を実施しています。また、「手打そば ゆづるの里」の営業等も行っています。



福祉車両の無料貸出・送迎

13 豊里コミュニティ推進協議会


「海里交流」をテーマに軽トラ市を開催しています。店舗に見立てた軽トラックの荷台に地場産品や沿岸地市の魚介類等が並び、賑わうイベントです。



とよさと軽トラ市

14 西野コミュニティ推進協議会


登録制ボランティア「SKET隊」は、中学生以上の地区住民が対象で、地域活動に関心がある住民等によって構成され、地区のお祭り等で活躍しています。



人づくり事業 SKET 隊

15 吉田コミュニティ運営協議会


吉田地区の観光資源である平筒沼を会場に、沼の生態系の安定と自然保全を図るため、「平筒沼ブラックバス・ブルーギル釣り大会」を開催しています。



平筒沼 釣り大会

16 中津山コミュニティ運営協議会


米山町を中心に活躍する音楽グループ（バンド、三味線、中学校吹奏楽部など）による音楽コンサートを開催しており、地域の方々から好評です。



なかつやまコンサート

17 石越コミュニティ運営協議会


「遊びっプリ・食べっプリ・学びっプリ・働きっプリ」のよい子どもたちを育てる「4プリ養成塾」を地域の方々が指導者となり年に複数回実施しています。



4プリ養成塾

18 中央地区コミュニティ推進協議会


南方小学校4年生が伝承している大嶽太鼓の支援として、コミュニティ行事における発表の場の設定や、物品の貸し出し修理などを実施しています。



大嶽太鼓伝承の支援事業

19 東郷地区コミュニティ推進協議会


豊かな自然を生かし、オオムラサキの飼育とメダカの池の管理を行っています。小学校の授業で観察に訪れるなど、地域の方々に大変親しまれています。



オオムラサキの飼育

20 西郷地区コミュニティ推進協議会


平成28年度に地域の夏まつりを復活させ、現在も実施しています。ステージ発表では、西郷小学校児童が継承している「畑岡神楽」などが披露されます。



にしごう夏まつり・畑岡神楽


21 津山地域振興会

明治から平成にかけての津山町の街並みや風景等の写真を展示した「津山宝（だから）発掘写真展」を、毎年8月に道の駅つやまもくもくランドを会場に開催しています。



津山宝（だから）発掘写真展

※掲載情報は令和2年3月時点のものです。

※の印のあるコミュニティ組織は、令和2年4月よりデマンド型乗合タクシー実証運行事業を開始します。





協働のまちづくり推進読本

令和2年4月発行

登米市まちづくり推進部市民協働課 市民活動支援係



〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

TEL 0220-22-2147 | FAX 0220-22-9164

E-Mail shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp

URL <http://www.city.tome.miyagi.jp/>



●QRコードでらくらくアクセス 登米市の協働のまちづくりホームページ

この冊子は、こちらのサイトからダウンロードすることができます。